

岡山県子ども・子育て会議傍聴要領

1 会議の公開

会議は原則として公開ですが、会議において非公開とすることを議決した場合は、非公開とします。

2 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、開会予定時刻30分前から先着順で行い、10名の定員に達し次第、受付を終了します。

なお、会議室の制約上、傍聴をお断りする場合がありますので御了承ください。

3 傍聴できない方

次の各号のいずれかに該当する場合は、傍聴することができません。

- (1) 酒気を帯びていると認められる場合
- (2) 会議の妨害となると認められるものを携帯している場合
- (3) その他会議の公正又は円滑な運営を妨害するおそれがあると事務局が認めた場合

4 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音その他これらに類する行為を行わないこと。ただし、あらかじめ事務局の許可を得た場合はこの限りではない。
- (5) 携帯電話用装置その他の無線通話装置を使用しないこと。
- (6) その他会議の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

5 違反に対する措置及び退場

上記に違反したときは、直ちにその行為を中止させますが、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させます。

6 その他

上記のほか、会議の傍聴に関し、別に指示があったときは、それに従ってください。